

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、内海町安田三五郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三五郎地区）を行うことについて平成30年1月12日適当と決定した。

その関係書類を小豆島町企画振興部農林水産課において平成30年2月5日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月26日

香川県知事 浜 田 恵 造